

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

冒頭、傍聴者の方に申し上げますけれども、当委員会では、撮影、録音、パソコン使用は認められておりませんので、よろしくご協力をお願いしたいと存じます。

欠席届が出ております。環境政策課の笛木課長、家族看護のため、財産管理担当、小林課長が病氣療養のため、人事課、神河課長が公務出張のため。それぞれ欠席でございます。

本日の日程及び資料をお配りしてございます。陳情審査が3件、環境まちづくり部の報告が3件、政策経営部の報告が1件です。このとおり進めさせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに、日程、陳情審査に入ります。委員会に新たに送付された陳情が3件ございます。お手元に陳情書をお配りしてございますので、ご確認を頂きたいと存じます。陳情書の朗読は省略をいたします。このうち、送付4-10、街路樹の更新を含む神田警察通り整備工事の早期実施についての陳情と、送付4-14、神田警察通りⅡ期工事の設計変更を求める陳情、このいずれも神田警察通りⅡ期工事に関する陳情ですので、一括して審査をしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それで、4-14の陳情に関しましては、本日追加署名の44名の提出があることもご報告をいたします。

それでは、本陳情について、執行機関から情報提供がありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 2本の陳情につきまして、環境まちづくり部より状況の報告をいたしますが、神田警察通りⅡ期工事に関しましては、現在係争中であること、それから工事の進め方について検討中であることから、詳細についてご説明できない部分がございますことをご理解賜りたいと存じます。

まず、街路樹の更新を含む神田警察通り整備工事の早期実施についての陳情についてですが、街路樹の保存だけでなく、道路や地域が抱える課題解決のために、街路樹の更新を含めた道路整備を早期に実現してほしい。特にⅡ期工事の遅延で美土代町より東がさらに遅れることのないよう求める陳情でございますが、同趣旨の要望を区長宛てにも頂いております。先日の本会議のご質問におきましても同様のご指摘を頂いているところでございます。

Ⅱ期工事を再開したところですが、街路樹の保存を求め反対をされる神田警察通りの街路樹を守る会さんらが現場の工事区域内におられることで、安全な作業ができない状況が続いております。工事の進捗が妨げられる中で、街路樹に直接関わらない工事、具体的に試掘工事などについて、先々週から一部行ったところですが、しかしながら、次の段階に向け、街路樹に直接影響のない道路線形の部分についての工事に入ろうとしたところ、ご理解が得られず、また妨げられ、工事を進めることができない状況となっております。

続きまして、神田警察通りⅡ期工事の設計変更を求める陳情についてですが、道路の整備は街路樹が主に有する景観・環境機能以外に、安全性、交通の円滑性、インフラの収容

など、道路の多様な機能について総合的な議論が必要です。また、工事の影響や周辺の開発との調整などについても検討しなければなりません。こうしたことから、神田警察通りでは、地域の事情に通じる町会、商店会等の方々を主に構成する協議会方式で、道路整備の方向性の検討を進めてまいりました。検討の中で、当初、歩道部分を大幅に広げ、街路樹等を含む歩行空間4メートル、自転車走行空間2メートルという、そういう将来像を目指して検討が進められてきたところ、駐車帯など道路整備の制約条件が変化し、大きく余裕ある幅員の確保が困難な状況となりました。加えて、イチョウなどの落ち葉や大木化する街路樹の課題も指摘されてきたところです。歩道内における幅員については、神田警察通りのⅡ期区間が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する特定道路であることから、同法に基づき、区条例、規則で定める歩道の有効幅員2メートルを最低限確保する必要があると認識しておりまして、現時点で設計変更する考えはございません。

なお、Ⅱ期工事区間に限っては、街区の特性、道路に接する敷地、建物利用の状況から、駐車帯と植樹帯を設置しないことでイチョウを残した道路整備ができました。しかし、Ⅱ期以降の区域においては、Ⅰ期と街区や敷地、建物利用の状況が異なることから、駐車帯の全廃はできず、数を減少するとともに、植樹帯を確保した整備とすることとなりました。そのため、有効幅員の確保に当たり、現状の街路樹が支障となること、大木化するし落葉するイチョウの課題等も併せて街路樹を更新することとしたものでございます。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。執行機関のほうから情報提供を頂きました。何かご確認をしたい事項がございますれば、質疑を受けます。

○岩田委員 今のご説明で、国土交通省の言う特定道路に指定されていて、というようなくだりの部分がありましたけども、その2メートルのところ、そこに区の、何というんですかね、つまり法律で定められているものプラス、区の何かしらの判断の余裕の部分というのは何かあったんでしょうか。つまり、それは法律で絶対に2メートルじゃなきゃいけないのか。それとも、ある程度区の判断が入って2メートル欲しいなということなのか。ちょっと、すみません、お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 法律の中では経過措置というものを置いてございます。ただ、千代田区の中では経過措置の規定を定めておりません。

○岩田委員 すみません。ちょっと聞き方を変えます。そうではなく、絶対に2メートルを確保しなければいけないのか。それとも、区がある程度そこを決められるような何か部分があるのか。つまり、法律とは別にちょっと余裕があるというか。そういうのはあるのかどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 幅員が確保できない場合というのは、道路の構造上やむを得ない場合、そういう場合がある場合は、経過措置を置いて整備をしていくと、そういうものがございます。ただ、それが千代田区の場合はその経過措置はございませんということです。

○岩田委員 ああ。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの経過措置について、岩田委員の問いに答えていただいていないと

思うんですけれども、国もそうですけれども、東京都もそうですし、新宿区も中央区も、恐らく聞けば聞くほど、ほとんどの判断としては経過措置というのが定められているけれども、千代田区があえて定めなかったのか、定めることを忘れてしまったのか。そこは、意思、岩田委員はどういう区の考え、判断でそうしているんですかということを知りたいと思いますので、そこははっきり答弁していただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 これにつきましては、本会議でもご答弁申し上げたとおり、省令で定める基準を参酌して定めており、他区でも参酌の仕方はそれぞれ異なっております。経過措置の規定があったとしても、道路の附属物である街路樹の存在が「やむを得ない場合」には該当しないものと認識してございます。

○小枝委員 私、ほかの区に伺って見たんですけれども、ほかの区では規則で経過措置を置いているわけなんですけれども、限られた道路空間の中で、高木やその緑陰は必要であると。で、街路樹というものをなくすわけにはいかないの、車椅子の空間もそうして確保しつつ、ガイドラインの「やむを得ない場合」を参酌して規則を経過措置を定めているということなんです。ですから、千代田区の考え方の整理をどうしているのか。考える、規則で定めればできたわけですよ。そこをちょっと明快に教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しのご答弁になるかと思いますが、そのやむを得ない場合というのが、道路附属物である街路樹の存在がやむを得ないということは、千代田区では考えてございません。

○小枝委員 何か千代田区ではということですので、隣区では皆さんそういうふうにお考えだけでも、千代田区の意味として、経過措置を設けず、規則を変えようとしなかったと、そういう判断でよろしいですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ありません。私の言葉の使い方が、千代田区ではということではなくて、ほかの自治体も同じような考えであるというふうに認識してございます。

○小枝委員 大丈夫ですか、それ。ほかの区が、調査結果が出てくると、また答弁に偽りありということになってしまいますから、そこは丁寧に。もしかしたら23区全部調べれば、須貝課長と同じ考えの区があるかもしれない。けれども、少なくとも私が伺った区は、街路樹は高木、緑陰、必要なものと。そして車椅子の空間確保も必要である。だから、1.5まで縮小できるという国のガイドラインに基づく緩和措置を適用しているというふうにおっしゃいましたよ。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 まず1点、先ほどの岩田委員のご質問の関係もございまして、その辺りから少しご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つは、国土交通大臣が指定する特定道路、移動等円滑化法に基づく特定道路であるということでございます。そこにおける歩道の幅員というのは、円滑化法に基づいて区が条例で定めると。千代田区においては条例に基づいて規則で定めているというところでございます。

遡って、法の中では、新築または改築するときにはこの基準に適合するようにしなければならないという適合義務があるというところなんです。区の規則で決めている適合義務は、有効幅員2メートルと。これは道路構造令等を引用する形ではなくて、区では明確に2メ

ートルという形で規則で決めています。ここにも区が規則で決める意思があるというような認識をしております。

そして、円滑化法に基づく基準の中で、ご指摘のとおり附則の3条の中で、経過措置ということの規定しております。これは、法に基づく基準は基本的には国道で適用しつつ、それを参酌して、他の道路管理者、都道府県や市町村が条例で定めると。で、そのまま参酌すれば、おっしゃるとおり経過措置を定めるところでございますけれども、千代田区においては、その部分は移動等円滑法の指定の段階で、そういった状況も念頭に置きながら、附則に基づく経過措置を定めていなかったというところなんです。定めていない自治体もあると。全体の中でパーセンテージということ言うと、例えば東京都についても定めていますので、多い、少ないの問題はあるかと思うんですけども、千代田区としては定めていないというところが実態でございます。

そして、仮に経過措置をもし適用すると、ほかの自治体の例や国道の例ということについてもご説明を差し上げますと、要は経過措置ですから、将来的には法整備を念頭に置いているわけでございます。例えばよく事例で出てくるのが、高速道路の橋脚等。高速道路の橋脚については、将来的に撤去するということはなかなか難しいわけですが、例えば道路の反対側の敷地を拡幅することによって道路線形を変えるということが、将来その反対側の敷地の建物の更新の際に可能であるということに基づいて、将来的にはそういったことが整備されるということを念頭に、経過措置を国等では使っているところが、国や都道府県等で使っているところがあるかというふうに思います。

それも、要は移動等円滑化法でなぜそういうところを決めるかということ、99%整備されていても、1%のバリアでもって全体がバリアフリーにならないというのが、これが考え方でございます。そういう考え方に基づく、この32か所、32か所において、2メートル、さらには状況によっては1.5メートルさえ確保できないという状況があるとすれば、我々としては、仮に小枝委員おっしゃるような附則があったとしても、あったとしてもですよ、あったとしても、これは適用するのは難しい。

さらに、時間の経過とともに、今の樹木、Ⅱ期工事区間にある樹木、想定としてはツリーサークル90センチを想定していますが、これは、守る会の皆様がおっしゃりました。100年、1000年育つと。そうすると、育つことによってツリーサークルが120になれば、移動等円滑化法の中で最低限必要とされている1.5メートルさえも確保できないと、そういう状況になると思われています。

ですので、我々としては、仮にあったとしても適用できないし、千代田区の中では経過措置の規定がないので、もしそういうことをおっしゃるのであれば、特定道路を外せと、そういうふうにご指摘をしていただきたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 今のご説明、ありがとうございました。

新築で2メートルというようなお話が今ありましたけど、新築ですよ。新築のときに2メートルですよ。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、今現在2メートルないわけですね。今回、新築あるいは改築にまさに当たると思いますので、その際にはその有効基準に適合すると。適合する義務があるという形で規定になっているという意味でございます。

○岩田委員 すみません。新築なのか新築・改築なのか、どちらですか。

○印出井環境まちづくり部長 法では、新築・改築、両方でございます。

○岩田委員 なるほど。

で、先ほど、どうしようもない場合、例えば橋脚というようなお話がありましたけども、それは、橋脚とかはさすがに撤去はできないけども、その後、道路の反対側のほうを何かちょっと拡幅するようなことが、と言いましたけども、でも、これ、駐車帯をというような話があったら、じゃあ、この駐車帯もなくなる可能性もあるんじゃないですかね。

○印出井環境まちづくり部長 今回の道路整備に当たって駐車帯を設置するという形で、今回、線形の協議を進めてきておりますし、そういう道路の整備の方向性を決めてきておりますので、基本的にその線形を変えるという考えはございません。

○岩田委員 いやいやいや。いや、将来的に、の話ですよ。今じゃなくて将来的に。だって、部長おっしゃったじゃないですか。だから、何だ、橋脚、高速道路はさすがに撤去は無理だろうけども、道路の反対側のほうに拡幅するようなことが将来的にという話があったじゃないですか。だったら、これも将来的にどうなるか分からないですね、我々も。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、橋脚については、それを伐採することはできませんので。樹木は、街路樹は道路附属物でございますので、先ほど課長から答弁申し上げたとおり、道路附属物として更新することが可能ですので、それをしていくということが基本だというふうに考えています。

○岩田委員 そこじゃない。いやいや、そうじゃないですよ。橋脚を壊せと言っているんじゃないくて、部長もさっきおっしゃっていた、橋脚は、さすがに高速道路は壊すわけにはいかないから、その道路の反対のほうを何か拡幅するようなことが将来的にあるかもしれないというような話があったじゃないですか。ありましたよね。だから、それと同じようにこの駐車帯だって、なくなる可能性もあるわけじゃないですか。実際、今、車も何かだんだんだんだん少なくなって売れなくなっていますよ。そういうことも考えて、そういう可能性もあるんじゃないですかという話です。

○嶋崎委員長 そもそも駐車帯の話をすればいいんじゃないんですか。ここのところでいろいろと議論があったでしょ。そのところを言って、今の話をすれば、分かっていただけじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 基本的には、先ほど申し上げましたとおり、積み上げた議論の中で駐車帯を整備すると。それから、繰り返し申し上げますけれども、街路樹については道路附属物でございますので、道路の橋脚という形での取扱いというものと同様のものではないという認識であります。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっと関連させていただきますが、そういう順序づけ、価値判断ということについては、お隣の区はということ为例に挙げましたけれども、地方分権でありますので、区が決める、つまり区が決めるということは区民が決めるということだと思います。

法の趣旨は、経過措置を求めて、比較考量として何に重きを置いて総合的判断をするかということについては、委任しているという仕組みなのかなというふうに思います。国道は国のガイドラインで国道に関する決め事がある。で、その経過措置を設けるには、部長

おっしゃるように、1%でもそうでないところがあって、先に続かないといけないから、それを認めて以降という考え方なんだろうというふうに私も理解が進んでいます。

であるとすれば、先ほど一番最初に岩田委員が聞かれたように、区の判断で区民と決めるという、これが規則である。規則の場合、議会の議決は要りませんから、協議の過程で、それも、どうしますかというのを相談することもできたわけですよね。行政だけが決めることじゃなくて、どのように総合的に判断していくかという余地があった。それは規則で定めることができたということですのでよろしいですか。よろしいですよね。イエス、ノーで結構です。

○印出井環境まちづくり部長 千代田区では定めていなかったということでございます。

○大串副委員長 関連で……

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 先ほど説明がありました特定道路の件なんですけども、千代田区は、じゃあ、バリアフリー法に基づく特定道路の指定をいつ行いましたか。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。年月はあれですけども、千代田区が指定するのではなくて、国土交通大臣が指定するものでございます。

○大串副委員長 その日付はいつですか。いつ行われた。指定されたんですか。

○嶋崎委員長 国交大臣から、いつ。これは分かりますか。

休憩します。

午前10時52分閉会

午前10時54分閉会

○嶋崎委員長 再開します。

どうぞ、答弁から。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和元年7月というところでは、特定道路として国交省が決めたもので、それを東京都がホームページに載せているというものがございます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 本来なら、このバリアフリー法に基づく特定道路になったということは大事なことで、神田警察通りにおいては特に大事です。それ、委員会の議事録を検索すると、その説明はなされなかったですよね。本来であれば、千代田区もバリアフリー法、いわゆる円滑化法に基づいて、どのような幅員を定めるのかというのは、条例でしっかりとまた、構造令に基づく条例とはまた別に、円滑化法に基づく条例を定めて幅員もきちんと定めるべきだけど、千代田区はその条例を持っていないですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区の場合は、千代田区の道路構造を決める条例の中で一緒に入っております。

○大串副委員長 そうするとですよ、特定道路というのに指定されたけども、その特定道路であっても、その幅員を定めるものは、千代田区にとっては道路構造令、道路構造等に関する基準を定める条例、これにのっかってやるんだということでもいいですよね。

そうすると、私、これ、いろいろ調べてみた。そうしたら、この条例を定めるときに、区のほうが、これはこういうことですよと説明していますよ。当時の課長がこう説明しています。歩道幅員についてですが、国の参酌基準では歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としていますよ、都の基準ではその他の道路は原則として

2メートル以上としています。区の基準といたしましても、都の基準と同様に原則2メートル以上としたいと考えております。理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上を確保しておりますが、一部2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等において、地形の状況や敷地の状況、また交通状況等から、歩道拡幅が難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えております。これが僕は正しい説明だと思えますよ。いつこの説明を変えたんですか。変えたなら変えたときにちゃんと委員会に報告すべきですけど、いつ行ったんですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、新築・改築においては、法に基づいて適合義務が生じるというふうに認識しております。

それから、今、副委員長ご指摘のような状況、それは例えばI期工事について有効幅員2メートルを連続して確保できていないという状況でございますけれども、ああいった形での運用も含めてそういうような例外があり得るという趣旨で、我々としては今現状としては認識しております。

○大串副委員長 それは、部長、いいんですかね。ということはですよ、この条例をつくる一番大事なこの委員会の説明が不足していたということですよ。そうでしょ。これ、僕が今、こういう説明があって、条例を可決しました。けども、その説明、今、説明とは違いますよね。こういうことがありますという、部長のお答え。その説明を欠いて条例の可決まで持っていった、執行機関としておかしいんじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの大串副委員長のご指摘の、原則としてというところですが、それは歩道の幅員ということで、規則の中で、原則として2メートル以上とするものとする、そのときのお話だと思いますが、それでよろしいですか。その指摘でよろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 えっ。確認。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 ちょっと今の、それちょっと、それ、今、後で整理するけど、今の答弁をちょっと、まず、してよ。後段のその対応をちゃんとしてよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのときの課長の答弁、条例を決めるときの課長の答弁というところですが、我々の考えているところは、歩道の幅員ということで、それが、条例第11条第3項に規定する、規則で定める歩道の幅員は、歩道の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路は原則として2メートル以上とするものとする。その、原則としての説明をしたものと認識しております。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 だから、その説明が正しいんだと私は言っているんですよ。その説明に従えば、この神田警察通り、イチョウを残しながらの整備というのが、これはできるんじゃないかと。いわゆるその原則から外れる、やむを得ない場合に該当するんじゃないか。そう思いますよ。その説明が、この一番最初の条例を可決するとき、道路の幅員というのはこういう考え方でいくんですよということを説明したがゆえに、議会としては賛成したんじゃないですか。賛成して可決したんじゃないですか。可決した後に、今になってそれは違うんだと言うのはおかしいですよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、千代田区としては経過措置

を設けていないというようなご説明を差し上げました。じゃあ、経過措置的なところについて、要は100%あらゆる例外を認めないのかということについては、I期工事の例を出して、そういった有効幅員、連続した有効幅員2メートルが確保できないというような状況もあり得るということについてご説明を差し上げました。

それから、もう一点、経過措置、原則としてということの考え方を、先ほどのご説明申し上げた、国の基準で言うところの経過措置を考えると、先ほどご答弁申し上げたとおり、堅牢な建物があつたりとか、あるいはもう敷地が確保できないというような状況があつたりとか、あるいは民地と連続して2メートル確保できるとか、それがいずれもそろっている場合というのが国の考え方でございます。今回については――あ、それと、一番必須なものは、1.5メートルは確保できるということが必須でございます。

そういったものを総合的に勘案して、原則としての例外ということがあり得るのかなというふうに思っておりますが、今回についてはそれには当たらないし、さらに街路樹については道路附属物でございますので、一定程度の幅員を確保するために街路樹の更新をするということ、街路樹を残すことと更新をすることの比較衡量をした上で、さらには様々な議論を積み上げてきた上で、街路樹を更新した道路整備をするということに至ったところでございます。

○大串副委員長 この件について、最後に一つ。

○嶋崎委員長 はい。ご意見だったらご意見として言ってください。

○大串副委員長 ここはやむを得ない場合に該当すると私は思う。部長は該当しない。その根本的な考え方の違いというのは、道路附属物という考え方。街路樹だって、命があります。しかもイチョウは木陰をつくっている大事な街路樹ですよ。イチョウですよ。それを簡単に、道路附属物、物扱いにして簡単に切っちゃったり伐採してしまう。その価値観が、今、古いんですよ。しかもこの千代田区で、あの明大通りで大成功したことは知っていながら、部長はこのイチョウを道路附属物というそういう言葉で、いとも簡単に、やむを得ない場合に該当しないんだというふうに言うけれども、私は、そうじゃないんだと。この大事なイチョウは最優先するべきものなので、その今申し上げた原則以外のやむを得ない場合に該当するんだというふうに私は思うんですよ。

これは何度質問しても平行線になるかもしれないんで、これを私は指摘しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋崎委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 いろいろご議論がありました。区のほうで2メートルの幅員、これを何とか確保しようという、法的根拠があるというのは私も承知しています。

それで、これは、国交省が平成18年度、都市空間のユニバーサルデザインを考える懇談会の提言を受けて、そして、いわゆる経過措置の適用条件というのをまとめた経過がありました。それを見ると、いわゆる経過措置の特例が乱用されることにより、バリアフリー化の水準が低下することは避けなくちゃならないということで、仮に経過措置を適用する場合には、三つの条件を全て満たさなくちゃいけない。それが一つが要するに堅固な建築物があるだとか、それからどうしても道路が狭くてというようなことだと思うんですね。

ですから、こういった国交省のいわゆる法令、それから適用条件についての、経過措置

の適用条件についてのいわゆる三つの条件、こういった文章を見ると、行政が2メートルを何とか確保しようというふうにするのは私は理解できます。

ただ、それを前提として伺いたいんですけども、二七通りも特定道路じゃありませんか。あそこ、今整備しているけれども、歩道の幅員2メートル確保するのは難しいと思うんですよ。あれ、確保できますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 二七通りでございますが、ただいまの幅員は2メートル、道路幅員が2メートルで、それを2.5メートルに拡幅する整備でございます。地中化もちろんしてございますが。

○木村委員 要するに片方の道路幅員、歩道の幅員が一応2メートル確保できるということですね。ちょっとそれ、もう一つ確認したいんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 拡幅した後の歩道の有効幅員が2メートル確保できると。ただ、地中化を行うことによって、地上機が出てまいります。その部分に関しては必ず必要なものになりますので、幅員が少し足りなくなる部分が出てございます。

○木村委員 そこに街路樹も植えるわけでしょ。ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 現在のところ協議会の中でお話をしているところですが、街路樹もなるべく植えられるところは植えていくという考えでございます。

○木村委員 緑を増やすことですから、私は結構なことだと思うんですよ。ただ、千代田区の場合、特例、軽減措置が条例でうたわれていないわけですよ。当然、電線の地中化をすると、地上に、何というんですか、あれを置かなくちゃいけないと。で、そのスペースに、恐らく収まる範囲で街路樹もということで、地元の要望も受けて整備していこうという考えだと思うんですね。

ただ、そうすると、その部分は幅員2メートルを確保できないわけですよ。神田警察通りもそうじゃない。街路樹があると、そこは2メートル確保できないからということをやっているわけでしょ。そうすると、通りによって立場が異なってくるということで、それでいいのかというのが私のちょっと疑問なんですよ。

これ、2メートルの幅員確保というのは、これはもう法令あるいは経過措置の適用条件ということ、これは行政としては遵守しなくちゃいけない。特定道路は遵守する義務が課せられるわけですよ。国交省、大臣によって指定されるとね。ですから、2メートル確保を何とかしようという行政の努力は、私は理解できます。ただ、それは、だとしたら特定道路して指定された全ての道路に同じ対応が求められるわけですよ。ということになってくると思うんです。

そうすると、例えば二七通りは要するに地上に置く機械が必要になってくるから、これは電線の地中化でそうせざるを得ない。それから、それに収まるような範囲で、地元の要望を踏まえて街路樹も置くことになる。これは地元の要望を受けた整備手法なので、内容なので、私はそれは結構なことだと思っているんですよ。

ただ、だとすると、やはり、例えば経過措置の一つとして、たしか三つ目にあるんだけど、2メートル確保できない場合には、確保できるスペースをどこかで確保しなくちゃいけないとか、様々な要件があるわけですよ。結果として、やはり経過措置というのを区として整備しておかないと、おかないと、今回の例えば二七通りのケースの場合、きちんとした対応というのはできなくなるんじゃないかと。そう思うんですけども、いかがで

しょう。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、経過措置の規定はないというような状況でございます。それで、一方で、規則の中に原則として2メートルという話があって、我々としては経過措置、国土交通省が基準で示す経過措置の考え方を活用しながら、例えば先ほど来繰り返し申し上げているとおり、I期工事におけるその連続した有効幅員のないところを、原則としてというところの中で解釈してきた経緯があろうかなというように思います。

今、規則の中で、経過措置を置くか置かないかについては、ここで明確にご答弁は申し上げられませんが、例えば原則として2メートルというところの考え方について、今回の課題をきっかけに、問題をきっかけに、もう少ししっかり公平性、透明性があるような形での運用を考えていきたいというふうに思います。

二七通りにつきましては、地上機との関係の中で、いわゆるデッドスペースになるようなところであったりとか、あるいは街路樹を置いてもしっかり有効幅員2メートルが確保できるようなところというように考えていますけれども、再度検証しながら、そういった原則としての運用基準の在り方も含めて、今後しっかり地域とも研究、検討していきたいと思います。

○木村委員 ぜひ研究、検討していただきたいと思うんですけども。ただ、そうすると、原則としての解釈を、行政の思いによって解釈が変わってくるというふうになると、これは区民の皆さんは納得いかないんじゃないかと思うんですよ。原則としてというその内容について、原則として、原則から外れる場合、これが、行政が、どういう例えば条件のときには原則から外れた場合も認めるというものがないと、やはり住民の皆さんは納得できないと思いますよ。その辺の、で、今回の場合はこういう理由でこうした、ああしたという、きちんとした説明がないと、設計変更をも求める今回の陳情者の方の理解をちょっと得るのは難しいんじゃないかなと。ちょっと私はそういうふうに思わざるを得ないわけですよ。

行政が2メートルを何とかという、その気持ちは分かりますよ。気持ちというか、それは法律で課せられているから。それはそうせざるを得ないでしょう。ただ、経過措置というのが、先ほど岩田さん、小枝さんからも言われたように、経過措置というのがあると。どうしてもない場合というのがあり得るわけだから、それが千代田区ではなくて、原則としての運用で対応していくというふうになると、何か行政の裁量で認めたり認められなかったりというふうになると、やっぱり住民としては公平性という点で疑問を抱かざるを得ないんじゃないか。その辺はきちんと対応策というのを区としても考える必要があるんじゃないかなと思うんですよ。急いでね。

○印出井環境まちづくり部長 「原則として」については規則の中で定めているところがございますので、行政裁量の範疇であることは間違いなくと思っています。ただ、その行政裁量の幅について、しっかりとした考え方や基準に基づいてというご指摘かなというふうに思います。

先ほどご答弁したとおり、その辺りをしっかり整理しておく必要はあるだろうなというふうに思いますが、現時点で、木村委員のほうからご指摘を頂きました経過措置の運用というところに沿った形での考え方、それから、原則としてということでございます。9

9%整備されても、1%ということになると、原則としてというのは、箇所数としてもごくごく限られた中での運用になるのかなというふうに思っています。そうすると、神田警察通り全体を通じた中で、どのように原則としてということを検討していくことについては、やっぱり沿道の状況に沿った形での具体的な適用ということも念頭にしていく必要があるかなというふうに思います。

いずれにしても、原則としてということについて、国の附則の運用の考え方に沿った形で我々としても運用していくことを、しっかり今後とも整理をしまいたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 関連じゃないですよ。新しい。

今回、陳情審査ということで、送付4-10に、早期の実施についてということでの陳情がなされています。この陳情については、もうご案内のとおり、昨年10月に議決をし、業者も決まり、契約もし、ということで、議会の立場としては早く執行しなさいということとを執行機関に申し上げている。そういう状況の中でのお話でございます。

私、前の都副知事の青山先生の講演会でお話を聞く機会がありました。青山先生のお話を聞いて、なるほどと思ったんですけど、このまちづくりについては様々な考え方があっていいんだと。賛成もあれば反対もあると。それでいいんですよ。ただ、それを民主主義の原則に沿って、みんなで考え、みんなで決めていこうと。決め方については民主主義の原則があるよね。ただ、その考え方がいろいろあるということについては、それは否定できない話で、そういうようなことを、話し合いを続けていくことによって、まちがよくなっていくんだというそういうお話でございました。なるほどなというふうに、実は思ったところでございますけども。

今回のこの件については、6月20日の日に、住民監査請求に基づく監査の結果についてということで、監査委員からこの結果が発表されています。今まで、前回の委員会のところではこれはまだ出ていなかったんじゃないかな。ということで、請求者については、財務会計行為は違法または不当な本件契約の締結だということで訴えをされたものでございます。それに対して、監査委員からの監査の結果の主文は、本件請求を棄却するというものでございました。

最後に結論として監査委員が述べていらっしゃるの、ちょっと長くなりますけど、これ、大切なところなので、読ませていただきます。本件工事契約の締結は、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備し、ひいては子ども、高齢者、障害者、自転車利用者、ベビーカー利用者を含めた誰もが安全・安心に通行できる道路とすることを目的としており、自然保護の観点のみではなく、各種の観点から総合的な判断が要求されるものである。区はその道路整備の目的を達成するために、種々の手順を踏んでいることが認められるのであって、既存の街路樹の伐採を含め、政策判断について合理性を欠くとまでは言えず、本件工事契約が違法または不当な契約に該当するとは認められない。よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。というものでございました。

何で私ここを読み上げたかという、ここの結論のところについては、この陳情が出てからずっとこの議論している内容です。執行機関とのやり取り、または委員さんの発言の

中にも、この今私が読み上げた内容についての答弁があり、そういう目的なんだなということが確認をされた上で議決されているんですよ。ということなんです。

ですから、今さら、今さらそんなことを言うまでもなく、本件については議会としての結論が出ているわけでございますけども、またあえて、住民監査請求の結論が出たので、あえてここで確認をさせていただきますが、まず執行機関に、この陳情、前へ進めてくださいという話です。この件については2回の話し合いをし、また、執行機関を交えないで賛成、反対の方々の話し合いもされました。ご要望についてはしっかりと対応してきているなというふうに私は理解をしております。

そういう中で、まだ残念ながらこのような形での賛成、反対の陳情が出てきているということについては、非常に残念なんだけれども、ただ、私は手順・手続をしっかりと積んできているということについては、これは議会の一員として、執行機関に改めて執行をしっかりとしなさいということをお願いしなければならないのは大変残念なんだけれど、あえてこの場所で、この今回のこの事案についての執行機関の考え方、執行する気持ちがあるのか、この事業を成功させるために、執行機関としてのそういうような思いでやる気持ちがあるのか、そこら辺のところはとても大切なので、まずそこを聞かせていただきたい。
○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘を頂きました。当然ながら我々も適法に手続を踏んで進めてきたというもので認識をさせていただきます。

それから、繰り返しご答弁申し上げておりますが、神田警察通りについては、単に道路を整備するというのではなく、まさに神田駅から一橋、九段に至る神田エリアを東西に横断する都市の骨格軸ということで、沿道のまちづくりの考え方も含めて、長い時間をかけてまちづくりと道路整備について議論をされてきたというところでございます。この全体を見通した道路の在り方、まちづくりの在り方にに基づきながら、ここの道路整備が検討されてきたところでございます。それが、個々の街路の地先の方々にとっての街路樹の保存ということ1点のみをもって反対のご議論があるところでございますが、我々はこれまでのまちづくりの議論の進め方、道路整備の進め方、神田地域が置かれた今の状況、それから、これからさらに千代田区、神田の魅力の向上を進める上での必要性と、そういうところを強く認識しておりますので、この道路整備は執行機関として責任を持ってきちっと進めていく責任があるというようなことを認識しております。

○桜井委員 しっかりと、そこはやっていただきたいと思えます。

大変残念ながら、現在この執行に対して、この執行を妨げていらっしゃる方もいらっしゃいます。そんな、けががあっては困るので、もう、ぜひそれはやめていただきたいと、私は思いますけども、こういう議論をして、執行をしようねということを議会で決め、それで執行をしなさいということを執行機関に、議会の立場から、我々は執行権はありませんから、執行機関に申し伝えをしたわけで、これが、残念ながら一部の反対の方の実力行使でそれが前に進まないということは、これはほんと大変残念なことだと思うんです。

ましてや、先ほども言いましたけども、それでけがをされたりなんかしたら大変なことになりますし、やはり一定の今まで積み重ねてきたこの千代田区のルールに基づいて、しっかりとやっていただきたいというふうに思いますけども、執行機関として、今の現状をどのように理解していらっしゃるのか。今後まだⅢ期工事以降があるわけですから、についても、どのような覚悟でというか、覚悟というか考え方で、この事業について、この警

察通りの整備事業についてやっていく、そのお気持ちがあるのかどうか。そこら辺のところをお聞かせください。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘を頂きました。我々としては、現実には現場でおられる方がいらっしゃる中で、現場での協議等も含めて、反対される方もご理解いただける、いわゆる進められるところの中で、先々週から工事を実施したところでございます。試掘工事とかですね。そういった状況の中で、我々としても、こういったものは、反対の意見はあるけれども、ここまでは進められるだろうということで、次のフェーズに入ろうと、試掘の次のフェーズに入ろうとしたところ、ご理解が頂けなくて、先週来また膠着状態になっているところでございます。

それから、先ほどご答弁申し上げましたとおり、Ⅱ期工事についてはご議決を頂いたと。それから陳情、かつての陳情審査の中でおまとめいただいたと、ご判断いただいたというところでございますので、粛々と進めていく責任があるということは改めてご答弁申し上げますけれども、特にこの最初の陳情にもございますが、Ⅱ期の遅延によって、Ⅲ期以降、特に道路について大きな課題がある美土代町交差点より東側については、地域の強い整備に対する思いも承っておりますので、それについては本会議でもご答弁申し上げたんですけども、まちづくりの方針の検討と併せて道路整備の設計などに向けた議論を再開してまいりたいというふうに思っています。Ⅱ期工事とともにⅢ期以降の検討も再開をしてみたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 ちょっと私も、監査結果に基づいて、ちょっと簡単に伺いたいと思います。駐車帯のことなんですが、これはもともと沿道賑わいガイドラインで廃止を予定していたわけですから、Ⅱ期工事のところでは駐車帯を設置する法的な義務というのはないわけですよ。ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 法的な義務はございません。

○木村委員 これは監査結果の14ページで、協議会に対して所轄警察から駐車帯の全廃に難色を示す意見があったと。駐車帯の全廃が困難になったと。既存の街路樹を抜かした側では有効幅員2メートル以上の確保が困難になったので、やむなく既存街路樹の伐採、撤去をすることになった。ということは、駐車帯がなければ有効幅員は確保できるという解釈でよろしいわけですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 駐車帯がなくなった場合ですけども、そうしますと、Ⅰ期工事と同じような形、歩道、歩行空間の中に街路樹が残るという形が想定されます。ただし、街路樹の位置ですとか大きさというところがⅠ期工事と同じになるかというところで、その辺は調査しないと分からないところでございます。

○木村委員 あと、その中で、難色を示す意見があったという文言があるんですね。これは所轄警察のほうから難色を、どのような難色を示す意見があったのか。監査結果がこう述べているので、ちょっとどんな意見があったのか、ご紹介いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この沿道の状況から、地域の方からは駐車帯をなくすのは困るということがございました。それから、警察のほうとの協議の中では、やはり現状の駐車状況、そういうものから、なくすことは難しいだろうということは伺ってございます。

○木村委員 難しいという意見ですね。やっちゃ駄目だと。残さなければ駄目だということじゃなくて、いろんな意見があると。難しいという意見が所轄警察署からもあったと。難しいということだよ。いや、これはもう確認なんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 I期工事が完成した、I期工事を変更したときのその後のII期工事以降、警察と協議する中で、I期工事はここに限りということで協議をしているところがございます。II期工事以降のところに関しては、やはり駐車帯が必要になるというところは協議の中でしているところがございます。

○木村委員 それは所轄の警察署との協議ですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 所轄も通してですけども、警視庁本庁との協議の中でございます。

○嶋崎委員長 所轄とのやり取りもしながら、本庁のご指導というかご意見というか、そういうことも含めての話ということでいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのとおりでございます。

○嶋崎委員長 はい。だそうです。

○大串副委員長 駐車帯のことで、関連。

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、関連なんで、副委員長。

○大串副委員長 警察の方も、当初ですよ、一番最初、10年前か、賑わいガイドラインをつくる時のメンバーに入っていましたよね。その際は、警察の方も入って決めたのは、駐車は南北の通りに止めるから、警察通りはなくても大丈夫だということで、賑わいガイドラインをつくったんじゃないんですか。何でそのときメンバーでいた警察の方が、突然、いつ、これ、駐車帯の事を持ち出して。ちょっと極めて不自然なんですよね。この、いつ警察はそういうことを突然言ってきたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会の中で、協議、このガイドラインに沿って協議を進めている中で、駐車帯をなくすのはちょっと困るところはございました。

○大串副委員長 いつの協議会。その協議会というのはいつの協議会ですか。何か理由があったんですか。当初は、ガイドラインをつくるときは、南北の通りに駐車帯をつくるからいいんだということで、あのガイドラインをつくっていった。で、何年もたった。もしそれが不可能だったら、最初から、ガイドラインをつくるときに、駐車帯はやっぱり必要なんだということを言ってくれなきゃ困るわけだ。だから、協議会、いつの協議会で、その駐車帯に対する議論がなされたのか。今、ホームページに全部議事録もアップされているそうですから、何回の協議会ですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午前 11時32分閉会

午後 2時58分閉会

○嶋崎委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

午前中からちょっとお時間がかかりましたけれども、答弁から、大串副委員長の答弁から入ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 大変長い時間を頂きまして、申し訳ございませんでした。ガイドラインの作成のところから、協議会でパーキングについての意見と、そういうところについて、どういうものがあったかというところを確認させていただきました。

まず、平成25年3月にガイドラインを作成したのですが、それについては、大串副委員長のおっしゃるとおり警察も入っていた。そこで、そこでは人優先の道づくりという、そういう構想をつくるということで、ガイドラインを作成することに関しては、そのところでは特に問題ないと了解を頂きました。実態として、その後、道路線形等、道路整備を進めるに当たって、そういうものを決めていく中で、警視庁と協議をしていく中では、やはり荷さばきベイ、そういうものが必要になってくるのではないかと。で、地元等、意見をよく聞くようにというお話がございました。

その後も協議を進める中で、平成27年3月に第7回の協議会がございまして、その中で、パーキング廃止については委員より反対のご意見がございました。警察と地元のそういうご意見、パーキングが必要ではあると、そういうご意見がある中で、パーキングを残すような形で、平成27年12月25日の企画総務委員会で、パーキングのある形での説明をさせていただいております。その後、平成28年1月、第8回協議会におきまして、パーキングを残す形での案を説明しております。そして、平成28年3月、Ⅱ期工事の契約を行ったものでございます。

その、当初からの協議というのは、Ⅰ期工事だけではなく、全部を通しての協議の中でのお話でございます。

○嶋崎委員長 はい。

副委員長。

○大串副委員長 このⅡ期工事のイチョウを伐採しての道路整備について、なぜイチョウを残せないのかという質問に対して、区のほうは、駐車帯を設けなくちゃいけない。これは警察のほうから言われたことだと。だから、イチョウを残しての歩道の幅員も取れないんだということを述べていました。じゃあ、それは一体いつの協議会で警察から言われたんだということを午前中間いたわけですけれども、そうしたら、今の答弁は、随分前ですよ、第7回の協議会ですから。これは、だから、Ⅰ期工事のときのまだ協議会です。私はⅡ期工事、Ⅱ期工事について質問していたんだけど、Ⅰ期工事を進めるときの警察とのやり取り、それを受けて、第7回の協議会では駐車帯をどうしても設けなくちゃいけない。パーキングをどうしても設けなきゃいけなくなったと。ついては当初のガイドラインを変更せざるを得なくなったと。大事な変更ですよ。それを協議会、第7回の協議会、議事録を見ると、そういう説明をされていないよね。確かに委員からはパーキングをなくされたら困るよという方がお二人、意見を述べている。けども、それだったら、ガイドラインを大きく、この第7回のおきから、もうそういったふうになっているんだしたら、私としては、ガイドラインをそのときに変更する。そして、変更するとなれば、地域の方々から意見を聞く。または、パブリックコメントをしっかりとやる。そういった手順、手続をしっかりと取っていれば、今のような混乱には至らなかったんじゃないか。そのときからしっかりと皆さんと協議をして、どうすれば、イチョウを残すことができるかという協議もできたんじゃないかと思います。私は、執行機関には十分反省してもらいたいと思う。そういう、例えば、警察と区との二者の協議、そういったことがあって、大事な変更につながるということが分かった段階で、すぐ協議会にも報告する、議会にも報告する、また、地域にもしっかりとお知らせをして、意見も頂く。しっかりと地域に伝えて、意見も頂いてくださいねと言われたんでしょ。そういったことをしっかりとやっていけばよかったと思

うんだよ。十分反省してもらいたいと思います。

そして、これは意見ですけれども、今後については、地域の皆さんの意見をしっかりと聞きながら、イチョウを残しながら、安心・安全な道路整備をどうしたらできるかということを実際に考えてもらいたい。それは、私の意見です。

それで、このイチョウを伐採することに合理性がなく、それから、今までの、今述べましたような手続上のいろんなことを欠いてきた。今後はそういうことがないように、十分反省をして行ってってもらいたいと思います。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として承りました。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。どうしましょう。取扱い、陳情の取扱いですけれども、2件まとめてご意見があれば。

○小林たかや委員 今、いろいろの間、長い時間、意見が交わされてきましたけれども、議会として、もう少し、それぞれの意見をお聞きして、知恵を出す時間を持ってもいいかなということで、できれば継続扱いで。

○嶋崎委員長 継続。はい。

○小林たかや委員 できれば。

○嶋崎委員長 ほかに。

いいですか。まとめちゃっていいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、継続ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それで、じゃあ、陳情は継続にします。

執行機関のほうから、ちょっと工事に対しての少し整理した話ができそうなので、お話を頂きたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 我々、執行機関としては、様々なご意見いただきましたけれども、ご議決いただいた工事を進めていきたいということではございます。一方で、どこまで工事を進めるかについては、先々週以来、一部、ご理解を賜りながら進めてきたところもございます。今後につきましても、どういったところの範疇を工事が進められるかどうか、守る会の代表者の方としっかりご説明、情報共有をして、その上で、進められるものについては、ご理解を賜れるものについては進めていくという形で、臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 それも、後でまた話をしますけど、丁寧に、それで、代表者にきちっとお話をし、説明をしてください。代表者との関係、信頼関係をつくっていただきたい。そのところの確認をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○印出井環境まちづくり部長 委員長からご指摘いただきました、代表者の方と情報共有、お話し合いをさせていただいた上で、進められる部分については、ご理解の上、進めていくということで臨んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。よろしく願いします。

それで、継続に、今日は、今日のところは継続にいたしますけれども、推進の皆さんと守る会の皆さんがまだ安心な状況にはないというふうに私としても判断をしました。とはいいながら、執行機関のほうから、議案として議会がお預かりをし、そして、慎重審議に議案を整理し、反対、賛成いろいろありましたけれども、区民の代表であるこの委員会の中で、きちっと議決をして、この案件は終了いたしております。しかしながら、こういう状況でありますから、いま一度、正副委員長のほうで、ちょっとお預かりをさせていただいて、次回までに何か知恵が出るかどうか、考えたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、今日のところは、それでまとめさせていただきたいと存じます。この件を終わらせていただきます。